

男女共同参画基本計画(第2次)(平成17年12月27日閣議決定) 抄 (関係部分)

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請

内閣府、関係府省

住民に身近な行政に携わる地方公共団体の政策決定は、一人一人の住民の生活に大きな影響を与えることから、国と同様、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、地方公共団体における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重要である。各都道府県・政令指定都市において、審議会等委員や公務員への女性の登用を促進する取組が行われてきているが、その成果には格差が見られることから、更なる推進のための支援・協力要請を行う。

また、このような取組を市町村にも普及するための助言・支援を行うよう、都道府県に対し協力を要請する。

イ 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援

○ 都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への女性の登用に関する支援

・職務指定委員に係る法令上の規定について、男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会において検討を進め、必要な見直しを行う。

3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(3) 女性の能力発揮促進のための援助

内閣府、厚生労働省、経済産業省、関係府省

男女労働者間に生じている事実上の格差の解消を図り、女性労働者がその能力を十分に発揮できるようにするためには、企業におけるポジティブ・アクションの促進と併せ、女性労働者の側も職業能力の向上等により個々人の就業能力を高めていくことが重要である。このため、適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、能力開発等の施策を積極的に推進する。特に、少子・高齢化の進展による労働力不足が懸念される中で、育児等のために退職した女性が再就職を希望する場合には、その能力を発揮する場を提供していくことが今後一層求められることから、女性の再就職に向けた支援の充実を図る。

ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援

○ 情報提供、相談、研修等の拡充

・女性労働者が職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報や手法を入手しにくいこと、女性の能力発揮のためのセミナーやキャリアカウンセリング、管理職候補となる女性労働者等に対する研修を実施するなど、職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、研修等を受けられる機会の拡充を図る。

○ 公共職業訓練等の推進

・在職中の労働者に対して、多様なニーズや高度情報通信の進展等に対応した職業訓練を、公共職業能力開発施設等において推進する。
・企業内教育訓練が効果的に推進されるよう、必要な情報提供、相談援助等の推進に努めるとともに、企業内で行う教育訓練費用に対する助成を行うなど、企業の取組を積極的に支援する。

○ 労働者の自発的な職業能力開発の推進

・労働者が教育訓練を受講するための時間を確保できるよう、有給教育訓練休暇を導入するなどの取組の促進のために環境整備を図る事業主に対して助成を行う。また、教育訓練給付制度の効果的活用により、労働者個人の自発的な職業能力開発の取組を支援する。

○ 女性の能力の発揮の支援のための調査研究

・就業意欲を持つ女性の能力発揮を支援し、労働市場への円滑な参入を支援するため、産業政策の観点から具体的方策を検討する。

イ 再就職に向けた支援

○ 育児・介護等により退職した者に対する支援

・育児・介護等を理由に離職した者の再就職は、離職期間が長期にわたる場合が多いこと、職種によっては職業能力の維持が難しいこと、本人の希望する職種や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難であることなどから、総合的な支援が必要である。このため、「女性の再チャレンジ支援プラン」(平成17年12月)を踏まえ、再就職準備のための情報提供、相談・助言、職業能力開発等きめ細かい支援を充実するとともに、地方公共団体や民間団体とも連携し、情報提供のワンストップ・サービス化を推進する。
・本格的な求職活動を開始する前の段階から計画的に再就職準備を行うことができるよう支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を拡充する。また、再就職準備のためのeラーニングプログラムの開発及び提供を実施する。

○ 職業能力開発の積極的展開

・再就職を希望する女性に対する能力開発を支援するため、必要な情報提供や相談、研修等を拡充するとともに、公共職業訓練や企業内教育訓練等の充実を図り、また労働者自身の自発的な能力開発を推進する。

(4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備

内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、関係府省

働き方の多様化が進む中で、労働者が、その価値観、ライフスタイル等に応じ、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、女性の能力発揮の促進を図る上での重要な課題であり、実質的な男女の平等な機会の確保にも資するものである。とりわけ、そのような働き方を育児期等にある男女が、職業生活を完全に中断することなく、家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続することのできる、短時間正社員やフレックスタイム制など質の高い就業形態を普及させていくことが重要である。また、パートタイム労働者の雇用管理の改善については、今後とも必要な法的措置が着実に実行されていくべきという前提の下に、パートタイム労働者に対する通常の労働者との均衡を考慮した処遇の改善等、多様な働き方の雇用の質の向上のための施策を推進する。

イ パートタイム労働対策の総合的な推進

○ パートタイム労働者に対する能力開発

・公共職業能力開発施設において、パートタイム等短時間就労を希望する者も対象に必要な職業訓練を実施する。

(5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備

総務省、厚生労働省、経済産業省、関係府省

様々な分野で女性起業家が活躍することは、地域社会や経済の活性化にもつながる。また、育児等のために退職した女性が再チャレンジとして起業に取り組む例も見られるところである。しかし、アイデアと意欲はあっても事業経営等の知識が不十分な場合も多いことから、引き続き女性を含めた起業支援策の充実を図る。

また、在宅就業等雇用以外の働き方も多様化が進んでいることから、その就業環境の整備を図る。

ア 起業支援策の充実

○ 女性起業家に対する支援

・起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談、学習機会の提供のほか、起業後の経営についてのメンター(先輩の助言者)の紹介を通じたフォロー、助言等の支援の充実を図る。

イ 雇用・起業以外の就業環境整備

○ 在宅就業対策の推進

・テレワークの自営的形態である在宅就業については、仲介機関に関する情報の収集・提供を行うとともに、仲介機関を活用した福利厚生制度の実施等を通じた支援について検討する。
・在宅就業の中でも従属性の強い在宅ワークについては、その健全な発展に向け、ガイドラインの周知・啓発、各種情報提供、相談体制の整備、能力開発・能力評価に係る支援、就業支援の仕組みの整備等の施策を推進する。

4 農山漁村における男女共同参画の確立

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

農林水産省

農林水産業において女性の果たしている役割の重要性に照らして、地域の生産・生活に関するあらゆる方針決定の場において、今後、女性の参画を飛躍的に高めていくため、都道府県における女性の参画目標を踏まえ、市町村、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等地域におけるより具体的な目標設定を加速化する。また、関係機関との連携の下、策定された参画目標の達成に向けた定期的なフォローアップの強化、啓発活動等を推進する。さらに、農山漁村の女性リーダーのネットワークづくりの促進等登用後のサポート体制の強化を図る。

○ 女性の能力の開発

・意欲のある女性が地域における方針決定に参画する上で必要な能力を開発するための研修等を実施する。
・女性農業委員、女性農業士等農山漁村の女性リーダーのネットワーク化の推進、先進的な取組や知識・技術に関する情報交換・提供等登用後のサポート体制の強化を行う。

(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

農林水産省

農業就業人口の約6割を占めるなど、農林水産業や農山漁村社会で重要な役割を果たしている女性の経営上の位置付けを明確化する。また、新規参入を含めた農林水産業の経営及びこれに関連する起業活動、並びに地域社会への女性の一層の参画のための環境整備を進める。これらの課題を効果的に推進するため、男女共同参画に基づく取組が農林漁業経営の改善・発展にも結びつくことを重視しつつ、家族経営協定や農林漁業経営の法人化などの具体的な手法の普及拡大・有効活用を図る。

○ 女性の経済的地位の向上

・家族の話し合いをベースとする家族経営協定の締結の促進、フォローアップ活動の体制整備を進めるとともに、女性農業士等及び女性の認定農業者の拡大、農林漁業経営の法人化等を促進する。
・女性の行う部門経営や農林水産業に関連する起業活動への支援、融資、税制等経営参画に係る知識の普及等を推進する。

○ 技術・経営管理能力の向上

・配偶者との結婚等をきっかけとして農林水産業に携わることが多い女性は、生産技術・経営に関する知識や経験について個人差が大きい。このため、個々のライフステージに応じた知識や技術、経営管理能力の修得のための研修や交流等を促進する。
・農林漁業法人等に雇用される形での就農等、多様な就農形態に対応するため、新規就農相談センター等における就農・就業に関する相談活動・情報収集の強化、農林漁業技術や経営管理に関する研修教育の充実等を図り、女性が就農する際の支援体制を整備する。
・女性の行う農林水産業に関連する起業活動を促進するための研修等の実施を推進する。

10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

内閣府、文部科学省、厚生労働省

男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、生涯学習の振興は極めて重要な意義を持つ。特に女性の多様化、高度化した学習需要に対応し、女性のエンパワーメントに寄与するため、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を一層充実させる。

また、男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導、就職指導に努める。その際、2000年のミレニアム国連総会で合意された、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている「ミレニアム開発目標」の実現に努める。

ア 生涯学習の推進

○リカレント教育の推進

・子育てと仕事の両立のためにも、学校教育の修了後いったん社会に出た後に行われるリカレント教育の重要性はますます高まっており、編入学の受入れ、大学等における社会人特別選抜の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、公開講座の実施等に努め、大学等の生涯学習機能の拡充を図るとともに、高等学校等における開放講座の充実を図る。

○放送大学の整備等

・放送大学や放送大学大学院をはじめ時間・空間的制約のない高等教育の機会の提供の推進を促す。

・単位制高等学校や専修学校の整備を推進するとともに、社会通信教育の振興を図るなど多様な学習歴や生活環境を持つ学習者に対する学習機会の提供を促進する。

○学校施設の開放促進等

・地域住民の学習機会や子どもたちの活動の場を幅広く提供するために、学校施設を学校休業日や放課後に地域住民や子どもたちに開放し多様な学習機会の提供を行う。また、学校・家庭・地域社会が連携協力することの重要性に鑑み、地域の生涯学習活動等を実施するための場などを備えた地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備促進を図る。

○青少年の体験活動等の充実

・男女共同参画の視点に立って、青少年の奉仕活動、自然体験活動等の場や機会の充実を図る。

○民間教育事業との連携

・民間教育事業者に対して、男女共同参画社会の理念を踏まえながら、事業の実施、相互の連携、地方公共団体との連携を図るよう指導、助言を行うなど、民間教育事業者の健全な発展を促進するよう努める。

○高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進

・学校教育、社会教育を通じて情報活用能力を育成するための情報教育を推進するとともに、情報通信技術を活用した教育の推進に努める。

○現代的課題に関する学習機会の充実

・政策・方針決定への参画の促進にも資するよう、地球環境の保全、国際理解、人権、高齢社会への対応、男女共同参画社会の形成などの現代的課題に関する学習機会の充実を図ることにより、現代的課題について自ら学習する意欲と能力を培うとともに、課題解決に取り組む主体的な態度を養う。

○学習成果の適切な評価

・様々な学習活動の成果が適切に評価されるような社会の実現に向け、生涯学習施策に関する調査研究を行うとともに、大学等において専修学校での学習の成果などを単位として認定することを奨励する。

イ エンパワメントのための女性教育・学習活動の充実

○ 女性のチャレンジを支援するための学習機会の提供

- ・女性のチャレンジを支援する教育・学習など情報提供を一層充実する。
- ・結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性の再チャレンジのため、職業生活に必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に一層努める。
- ・高等教育機関における託児施設の整備等の推進を促す。

○ 女性の生涯にわたる学習機会の充実

- ・女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力をつけるため、女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する生涯にわたる学習機会を充実させる。

○ 女性の能力開発の促進

- ・職業生活に必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努める。特に、結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性に配慮する。

○ 女性の学習グループの支援

- ・女性団体・グループ、NPO等の学習活動の支援、リーダー養成に努め、女性の社会参画の促進を図るとともに、参画した女性の活動成果の普及促進に努める。また、女性団体等の情報活用能力の向上のための取組を促進する。

○ 独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等

- ・独立行政法人国立女性教育会館においては、国内外の女性教育のナショナルセンターとして、基幹的女性教育指導者の育成、女性のチャレンジ支援のための情報提供やDV問題教育プログラム開発など喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワメント支援、女性アーカイブセンター機能の充実等を行う。

ウ 進路・就職指導の充実

○ 進路指導の充実

- ・高等教育機関において、四年制大学、短期大学、専門学校等への進学率や専攻分野における男女の偏りが見られ、また、大学院においても同様の偏りが見られることを踏まえ、小・中・高校段階から、児童生徒の能力・適性・進路希望等に応じた進路指導を展開することが重要である。このため、専攻分野に関する正しい情報を提供し、進路指導者が固定的な性別による考え方にとらわれることなく、児童生徒一人一人が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるように指導する。また、児童生徒一人一人に高い職業意識の育成を図るため、職場体験やインターンシップ(*)などの体験活動を推進する。

○ 職業意識の醸成、意識啓発の実施

- ・男子向け・女子向けとされる職種にとらわれることなく、幅広い進路選択を念頭に、一人一人が主体的に進路を選択することを目的とし、望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能を身につけさせるなど、職業意識の醸成や意識の啓発を図る。
- ・女性の進学や進出の割合が低い理工系分野等について、本人及び親、教員等を対象とする女性のロールモデル等の情報提供や啓発等のチャレンジ支援を推進する。

○ 就職指導の充実

- ・大学等が、将来のキャリアに関連付けた専門教育を展開するよう促す。例えば、教育課程の中でキャリア教育のための教育プログラムを作成すること等、各大学において学生の職業意識の醸成に関する取組を促すとともに、インターンシップの更なる普及促進に努める。また、各大学において就職指導に関する取組の充実を図る。
- ・大学等において、男女共同参画の視点を踏まえた女子学生、女子生徒の多様な職業選択を可能にするための専門的知識の習得や意識啓発等を早期に行うよう努める。特に就職指導において、男女共同参画の視点を踏まえるよう努める。
- ・学生職業センター等において、女子学生等も含め就職支援を着実に実施する。